

中小企業金融の債務保証制度の比較法的研究

——アルゼンチンの相互保証会社を中心として——

岡 部 拓

目 次

- 一 ラテンアメリカ法研究の必要性
- 二 本論文の目的
- 三 相互保証会社制度の比較法的考察
- 四 本論文の特色

一 ラテンアメリカ法研究の必要性

我が国では、比較法ないしその前段階としての外国法研究という場合、まず第一に、ドイツ法、つづいてフランス法、英米法が、その対象として挙げられてきている。これは明治時代以降、近代化を目指す我が国が、その法制度整備に、当時の先進国であった、右の諸国の法制を継受していることが端緒となつていえる。

ラテンアメリカ法研究は、その必要性が説かれ、また比較法の観点から興味深い対象であると言われているもの（第一章第三節参照）、いまだ研究対象としては、未開拓の分野であるといつてよい。

ラテンアメリカ法研究の障害となつてゐるのは、まず、我が国の比較法ないし外国法研究のこれまでの傾向、そして言語の問題、文献・資料の入手難、さらに、ラテンアメリカ諸国に対する一般的なイメージ（秩序不安定等）が挙げられる。

本論文では、ラテンアメリカの大国の一つであり、その他の諸国と比べて法律文化の進んでゐるといわれる、アルゼンチンの一法制たる「相互保証会社 (Sociedad de garantía recíproca)」制度を取りあげるものであるが、それに関連する文献・資料は、我が国において皆無であるといつてよい。筆者は、このためアルゼンチンに赴き、ブエノスアイレスの法律専門書店、国立図書館、国会図書館、最高裁判所図書館等を巡つて資料を収集し、又、相互保証会社を規制する監督官庁の一つである中小企業庁にも足を運び、いくつかの貴重な情報を得た。また、筆者が訪問した当時、同国では、五つの相互保証会社が設立されていることがわかったが（実際に営業活動してゐたのは四社）、そのうち三社の定款も入手することができた。さらに、実際に営業活動してゐた同国の相互保証会社のうち二社を訪問し、関係者からの話を聞くことができた。こうして筆者は、相互保証会社に関するアルゼンチンの文献・論文等を収集し、研究を進めた。

なお筆者は、ラテンアメリカ諸国の急激な社会的変革の中における法の役割を研究することにより、法のあるべき姿を発見する、あるいはその手がかりとなるものを見出すことに、ラテンアメリカ法の研究意義を見出し、その中で特に、アルゼンチン法の研究を取りあげるものとした（第一章第三節および第四節参照）。

二 本論文の目的

本論文は、フランスで原型ができあがり、その後スペインへも継受され、さらにアルゼンチンにおいて一九九五

年に立法化された、相互保証会社制度の研究を主たる目的とする。

一言でいえば、相互保証会社とは、中小企業等が出資をして設立し、該「会社」が、排他的に、その社員たる中小企業への貸付金融機関に対し債務保証をなすことを主たる目的としたものである。このように、中小企業がいわば自力救済を図るために設立される「会社」である。

本論文では、この「会社」制度を次のようにな理由で取りあげるものとした。

(1) アルゼンチンは、伝統的に、欧米諸国の法制を継受している（第一章第四節参照）。しかしながら、それは単なる模倣ではなく、アルゼンチン独自の社会的・経済的環境にしたがって変質もみられるものであり、その意味で、最近になって導入された相互保証会社制度も、比較法的観点から興味深い対象となること。

(2) 我が国において実施にある、中小企業金融の円滑化のための信用保証制度ないし信用補完制度に対する、一つの問題提起になると考えること。

このようなことを念頭において、本論文では、我が国における、中小企業金融円滑化のための信用保証制度ないし信用補完制度において中心的役割を担う「信用保証協会」と、アルゼンチンにおける「相互保証会社」を比較検討する。これは、法制度の継受の考察という視点にたつて、フランス、スペインそしてアルゼンチンと継受された法の変革を考察し、その考察から、中小企業金融の円滑化のため必要とされる法的枠組みを探索し、もつて、我が国の法制度の改善もしくはその問題解決に資するものを見出そうとするものである。

三 相互保証会社制度の比較法的考察

相互保証会社制度の比較法的考察の研究過程は、次の通りである：

- (1) まず、我が国における信用保証協会制度ないし信用補完制度がいかなるものであるかを考察する(第二章)。中小企業金融の円滑化を図るため、その貸付金融機関に対し債務保証をなす組織として信用保証協会が存立している。その本来的性格は財団法人であり、また信用保証協会法に基づき設立される特殊法人である。その財産は、地方自治体等からの資金提供等によって構成され、また同協会に対し、事業資金の融通ないしそのなす保証に対し再保険を行う組織として、中小企業総合事業団がある。

我が国における信用補完制度というのは、中小企業金融機関に対し負担する債務の信用保証協会による信用保証、ならびに中小企業総合事業団の信用保証協会に対する信用保証保険、を指すものである。

なお、中小企業総合事業団は、全額が国の出資による組織である。右の意味で、同事業団による信用保証は、信用保証協会に対する政府の一つの援助であり、そしてそこに、信用保証協会による保証—中小企業総合事業団—政府、という有機的關係が窺える。

つまり、我が国において、中小企業金融の円滑化に関わる諸組織には、国への依拠度合の高さが見受けられる。

- (2) つづいてアルゼンチンに導入された相互保証会社制度の先例の一つとして、フランスの相互保証会社(société de caution mutuelle)制度をとりあげる(第三章)。

そこでは、一九一七年の立法をもって、同国で初めて導入された相互保証会社制度の概要を、右の法律にしたが

つて素描する。

フランスでは、一九世紀末における同国の諸地方銀行の経営危機と中小企業の抱える担保・信用力の欠如を是正し、中小企業金融を円滑化するため、庶民銀行 (*Banques populaires*) と相互保証会社を制度化する立法が一九一七年に発足された。同国の相互保証会社制度について特徴的といえるのは、金融機関と相互保証会社が有機的な関連をもつて、新たな金融システムを構築するという、いわばマクロ経済的な観点より、相互保証会社制度が導入された点である。なお、その導入当初、失敗と称される状況にあったといわれるが、その後、国家契約金庫 (*Caisse Nationale des Marchés de l'Etat*) の創設とその傘下での相互保証会社の設立、また一九五三年からは、同金庫による再保証制度の構築によって、相互保証会社制度の発展が進んでいった。このようにして、同国では、相互保証会社による保証、国家契約金庫による再保証という、中小企業金融円滑化のための債務保証とその再保証制度（我が国の信用補完制度に相当）が確立されている。

(3) つづいて、相互保証会社制度の先例の二つとして、スペインの相互保証会社制度をとりあげる（第四章）。

同国の相互保証会社制度を取りあげたのは、一六世紀初頭から一九世紀初頭まで、スペインがアルゼンチンの宗主国であり、アルゼンチンの独立に際して、スペインの法制もその法制度の制定・整備に大きな影響をあたえていることがあり、また、アルゼンチン相互保証会社制度についても、スペインのそれに強く影響されているためである。

スペインでは、一九七八年に相互保証会社制度を導入するが、その組織構造ないしそれを規律する立法について、フランスのそれよりも、より洗練された内容となっている。つまり、相互保証会社内に二種類の社員を存立せしめ、一方で「会社」のなす保証を享受する被保証社員 (*socio partícipe*) として中小企業の参加を促進し、他方で「会

社」の運営資金ないし活動を一層機能的なものとすべく、国あるいはそれに準ずる組織を基幹社員 (socio protector) として資本参加させることを予定するなど、その組織構造をより合理的なものとしている。また相互保証会社を規律する立法についても、一九九四年に改正が施され、その内容のさらなる充実を図っている。

なおスペインでは、フランスにおけるごとく、中小企業金融の円滑化のため、それらに貸付をなす金融機関と、その債務保証をなす相互保証会社という有機的関係を確立すると共に、新しい金融システムの構築を目指したものである。むしろ、既存の金融システムに独立して、相互保証会社を存立・発展せしめようとした経過が窺える。

しかし、スペインにおいて継受された相互保証会社制度も、当初から効果的に機能していたとはいえず、これには、同国では当初、相互保証会社制度を単体として移植するだけのものであつて、相互保証会社による保証を再保証する組織が欠如していることが一因として挙げられていた。これを補うべく、諸法令によつて、公的な再保証制度の構築を順次図つていき、一九九四年の相互保証会社に関する立法の改正にあたり、「再保証会社 (Sociedad de reafianzamiento)」をその規定に盛り込み、右への公的資金投入を含めて、相互保証会社のなす保証を再保証する制度を構築している。このようにスペインでは、相互保証会社による保証、再保証会社によるその再保証、という構造をもつて、中小企業金融円滑化のための債務保証とその再保証制度 (我が国の信用補完制度に相当) が確立されている。

(4) 最後に、アルゼンチンの相互保証会社制度について考察する (第五章)。

そこでは、同国において相互保証会社制度が成立するまでの社会的・経済的環境にも触れ、いかなる過程で相互保証会社制度が導入されたかを考察すると共に (第五章第一節)、同国における相互保証会社制度の素描を目的とする。

その際、主に、同国の相互保証会社に関する立法の概要を把握することを主眼とし、さらに、スペインの制度に強く影響を受けたアルゼンチンの相互保証会社制度が、いかに変質し、また同国の環境に即した形となっているかを検討する。

アルゼンチンは、相互保証会社制度導入までのその経済史を振り返ると、国家財政力が脆弱であることが窺え、このため、中小企業金融の円滑化に対し国が全面的に財政支援をすることは難しく、そこで、中小企業の自力救済を含め民間の活力を用いることで、中小企業の金融円滑化を図るべく、相互保証会社制度を導入したという経過がみられる。このようにして、国家の支出を抑制することは、同国経済の流れからも有益となる。

なお同国では、スペインにおける相互保証会社制度の導入当初見られたように、相互保証会社のみを制度化する。つまり、そのなす保証について再保証をなす組織は考慮されておらず、しかしながら、そのために被るデメリットを補うべく、金融機関が相互保証会社のなす保証を積極的に受諾するよう、アルゼンチン中央銀行(Banco Central de la República Argentina)が諸措置を講じている(第五章第五節参照)。

アルゼンチンにおける相互保証会社制度は、一九九五年に法律第二四、四六七号をもって導入されたが、それから五年を経過して、早くも若干の改正が施されるに至っている。この改正で注目すべきは、相互保証会社のなす保証を再保証する目的で、公的資金を投入する「零細・中小企業に対する保証基金」が創設された点である。フランスおよびスペインで見られるように、相互保証会社の発展のためには、そのなす保証を再保証する組織が重要であることが窺えるが、法律第二四、四六七号の公布当時、アルゼンチンではそのような組織の構築は行われず、その欠如を補うため、フランスやスペインとは異なった形で、相互保証会社制度の発展を図るべく、アルゼンチン中央銀行による特殊な金融制度が確立されている。しかし、このような制度が予想よりも発展を見なかつたためであるうか、今回の改正では、「零細・中小企業に対する保証基金」を創設し、相互保証会社のなす保証を再保証する。

また該基金を用いて、中小企業の貸付金融機関に対する直接的保証をなす制度が新たに発足されている。こうしてアルゼンチンでは、相互保証会社による保証と、「零細・中小企業に対する保証基金」による再保証という、中小企業金融円滑化のための債務保証とその再保証制度（我が国の信用補完制度に相当）が、現時点では確立されている。

四 本論文の特色

以上が、本論文の要旨であるが、その特色は次の点に帰せられる：

(1) ラテンアメリカ法研究は、比較法的観点から、ラテンアメリカ諸国が欧米諸国の優れた法制を採り入れ、それがどのように変質し発展していくのか、いわば実験場として具体的な事例を提供してくれる、という経験の場として興味を与えてくれるものであり、その近時のものとして、相互保証会社制度をとりあげたこと。

(2) また、フランスないしスペインと、アルゼンチンにおける相互保証会社制度の比較法的考察をなすことによつて、そこから引き出される、中小企業金融円滑化のための法的枠組みの共通の要素というようなものを探求したものであること。

この比較法的考察から明らかになるのは、中小企業金融の円滑化のために、中小企業を中核とした保証組織の確立、それと並行して、公的資金の投入を含めた再保証組織・制度の構築において、国がその保証組織を後援し、ま

た国の果たす積極的な役割として、それらの誘因となる優れた立法ないし金融制度を創設することが必要とされる、ということである（第六章参照）。

これまで欧州諸国において発達した制度を、自国の社会的・経済的環境に即するような形で導入したアルゼンチンの相互保証会社制度は、我が国の信用補完制度の再考ないし改善に資する一つの先例になると思われる。

（おかべ・たくⅡ成城大学法学博士、現在メキシコ国政府給費生

として、グアタラハラ大学大学院法学研究科修士課程に留学中）

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{I} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{I} \mathbf{b} = \mathbf{b}$

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{b}$

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{b}$

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{b}$

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{b}$

$\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{x} = \mathbf{x}$
 $\mathbf{A}^{-1} \mathbf{A} \mathbf{b} = \mathbf{b}$